

Is BEPS good policy ?

シドニー大学教授 Richard Vann

Some Reflections on BEPS Action 2

シドニー大学教授 Graeme Cooper



はしがき 本稿は、平成27年2月18日に IFA 日本支部と租税研究協会との共催で行われたシドニー大学教授 Richard Vann 氏、Graeme Cooper 氏による講演をとりまとめたものである。当日は、講演後の会場参加者との質疑応答まで、共催セミナー全体の司会進行を IFA 日本支部事務局長の藤井保憲氏（東亜大学通信制大学院教授）が務められた。なお、当日の配布資料については本文末尾にまとめて掲載している。

支部共催のセミナーにお招きいただき、心から御礼申し上げます。今日お話しするトピックは、「BEPS は良き政策か？ (Is BEPS good policy?)」というクエスチョンマーク付きのタイトルとなっております。BEPS は国際課税を変革する議論になっていますが、「Is BEPS good policy?」の答えは今の段階ではまだわからない、というのが私の結論です。といたしますのも、BEPS の根本的な政策上の狙いが何であるかに関する議論が、OECD で行われていないからです。

「Is BEPS good policy ?」



講師 シドニー大学教授 Richard Vann 氏

1. はじめに

本日は日本租税研究協会と国際租税協会日本

以下ではまず、背景について少しお話しします。これは皆さまよくご存じだと思います。その上で、行動計画11に関して、政策という意味でのビッグピクチャーについてお話しします。最後に、重要な意味を持っているけれども、もう少し小粒の政策上の含意についてお話しします。

2. BEPS プロジェクトの背景

そもそも何から BEPS が始まったかといいますと、Google の件が2011年に明るみに出た。ここから始まっております。2012年に OECD が BEPS の議論を始め、2013年以降、BEPS に関する幾つかのドキュメントが公表されるに至っております。もともと2013年初頭に公表され

た文書の中には政策の議論が入っておりました。けれども、その後公表された行動計画の中身を見ますと、全てアクションばかりで、政策に関する言及が全くありません。その結果、BEPS行動計画を実施することによっていかなる政策を実現しようとしているのかが見えてこない状況にあります。

スライド4はGoogleがやっていた元の取引図です。その後Googleは再編を行ったので、今はこういう形にはなっていません。OECDが公表している図を拝借し、私の方で1つだけ丸を追加しております。Googleと名指しこそしておりませんが、基本的にはOECDが出している図です。

この中で5カ国が関わっております。AがGoogle本社がありますアメリカ合衆国、Bがアイルランドで、北米以外の販売は全てアイルランド子会社が行っていたという形です。そして、Cがバミューダ、Dがオランダです。私が追加した丸がCountry Sです。S国はどのような国かという、Googleの顧客が所在している国です。Googleの顧客というのは、皆さんや私のようにGoogleの検索エンジンを使って検索するという意味での顧客ではなくて、Googleに広告を掲載する広告主のことです。このような顧客の所在地がCountry Sです。

細かいことはこの図を見ただけであれば書いてあります。顧客が支払った代金は全て無税のバミューダに行くという流れになっております。アメリカ、オランダ、アイルランド、それから、Sという国の税収はほんの微々たるものになってしまっています。ではありますけれども、実態としては、研究開発活動は全て米国内でやっていますので、もう少し課税所得が米国内に落ちてもいいのではないかとということが示唆されます。それから、北米以外への販売は全てアイルランドからやっていたということを考えれば、アイルランドにも所得が落ちてもいいのではないかと。あるいは、Googleの顧客である広告主が所在しているそれぞれの国においてももう少し

税収があってもいいのではないかとということが疑われる図になっております。

こういう流れでやっていることが明らかになりまして、イギリスやオーストラリア、アメリカ合衆国、それから、日本もそうではないかと思いますが、多くの国において反発が起きました。これはGoogle1社にとどまらず、デジタル・エコノミーをやっている企業、例えば、Apple、Amazon、EBayといったところまで波及していきました。さらにデジタル・エコノミーだけでなく、例えばファッション・アパレルのZARAとか、コーヒーのスターバックスとか、産業機械のキャタピラーとか、こういったところも同じようなスキームを使っているということがわかったわけです。

世論の批判の高まりを受けまして、政治家が突き動かされ、OECDのレベルで検討してほしいということになりました。そうしてOECDから出てきたのがBEPS行動計画です。

スライド3に戻ってください。大きく三つの政策／テーマに分かれています。1つ目が行動計画の2から5までで、法人所得税の整合性に関するものです。行動計画の2についてはCooper教授が詳しくお話しされます。2つ目が付加価値創出活動が行われているところで所得に課税することで、行動計画の6から10です。6と7は条約関連、8から10は移転価格関連です。3つ目が透明性で、行動計画の11から14です。この三つのテーマに分かれております。

横断的な論点が2つあります。1つが全体的な問題であるデジタル・エコノミーで、行動計画の1です。それから、多国間協定が行動計画の15です。

スライド5のリストを見ていても、明らかにこれは政策だという項目は出てまいりません。けれども、行動計画の11の中に実はポリシーが埋め込まれています。

スライド6にありますように、G20は一連のOECDのBEPSに関する取り組みを支持し承認しています。昨年9月に一連の成果物が公表

されました。昨年11月のブリスベンでのG20首脳会合の場で、これらについてG20の首脳への支持が得られました。今年2月のイスタンブールのG20の財務大臣会合でも、広い支持が表明されております。

BEPS 行動計画のポリシーの側面にお話を移してまいります。BEPS 行動計画の中には明らかにポリシーと言えるものというものは多く見付かりません。しかし、スライド6の一番下に書いてある部分は明らかにBEPS 行動計画の中のポリシーに関する部分です。非課税や低税率そのものが問題ではない。しかし、課税所得を産む活動から人為的に課税所得を切り離す行為と関連する場合にこれが問題となる、と書いてあります。先ほどのGoogleの図に戻りますと、アメリカや、アイルランド、顧客が所在している国があるにもかかわらず、所得がほぼ全てバミューダに蓄積されるという点が問題である、というわけです。

3. 行動計画11

スライド7が行動計画の11です。これを読み上げることはいたしません。率然と読むと、「これはデータを取りましょう。データ収集の話ばかりだな。」という第一印象をお持ちになるかもしれません。ただ、しっかり読んでいただくと、BEPSの経済的影響(economic impact)という言葉が出てまいります。それから、アクションの経済的影響という言葉が出てまいります。それから、国を越えた波及効果(spillover effects across countries)という言葉も出てまいります。これらは全てポリシーに関連する記述とすることが出来ます。

この行動計画11については、これまでのところ、具体的な進展はあまり見られておりません。2014年8月に意見募集のリクエストが行われまして、それに反応する形でコメントが集まったのですけれども、そのコメントの数が非常に少なかったのです。この少ないコメントが2014年

10月に公表されました。もともと2015年1月に討議草案が公表される予定でしたが、これが遅れておりまして、2015年3月末に出ると言われています。ということで、何かおかしいなと思うわけです。つまり、何も起こっていないという意味でおかしいという意味です。

なぜか。これはあくまで私の想像の域を出ませんけれども、OECDの中でエコノミストと言われる方たちと税務行政を担当するタックスサイドの人たちとの間の駆け引きがかなり激しくなっているのではないかと。

25年以上にわたってOECDは常に法人税というのはバッド・タックスである、非効率であるということを言い続けてきています。2年ごとにOECDはOECD加盟国に対して審査を行っています。ほぼ例外なく毎回、法人税率を引き下げ、代わりに消費税率を引き上げましょうということ、加盟国に勧告しています。どこかで聞いた話だと皆さんは思っているんじゃないでしょうか。日本もこのところ法人税率の引き下げと消費税率の引き上げに動いております。私が教えておりますオーストラリアにおいても、また、先週教えておりましたカナダにおいても同じです。

これとは対照的に、BEPSは法人所得税をもう一度再活性化しようということです。私は個人的には、BEPSをやっている人たちの意見が正しく、OECDの中のエコノミストたちが言っていることが間違っていると思っています。

スライド8以下で、法人税がバッド・タックスであるという経済学の文献と、それに対する私の反論が書いてあります。手短にその内容をまとめます。

法人税が非効率であるとする経済モデルは、税制全体を見渡すことなく、法人所得税だけを切り離して考えてしまっています。これについて私は短い記事を書いております(Richard Vann, Policy Underpinnings of BEPS Project, Canadian Tax Journal 62(2)433 (2014))。

資本所得だけでなく労働所得を見て効率性を

議論しなければならない、というのがこのスライドのポイントです。これが法人所得税に関する経済モデルで軽視されている点です。税制全体をしっかりと見なければならぬということが、経済学の文献で述べられているにもかかわらずです。

経済モデルはしばしば、資本市場が完全であると前提しています。そして、資本は時間的・地理的に完全な可動性をもつという前提に立っています。法人所得税の対象は可動性が非常に高いモバイルインカムである。だから、それに課税をすることができない。こういう主張にこれら一連の前提はつながっていきます。この主張を受けて、OECDの中のエコノミストたちは、動いてしまうものに課税する法人所得税ではなく、動かない消費とか、土地とか、賃金とかに課税をしましょうということになる。こういった主張をする人たちは、この間のグローバル金融危機のときは寝ていたのではないか。マーケットは失敗するということがわかっていない。

スライド11が私がお話したことに関連します。市場が完全ではないということがこれらのエコノミストたちが見落としている点です。企業利益の源泉はリスクテイクだけだという前提に立って、彼らはモデルを作っています。しかし、リスクテイクだけが企業の利益の源泉ではないということは、皆さんもよくご存じだと思います。例えば何らかの独占状態にある企業は、その独占状態から超過利潤を手に入れています。Googleがよい例です。検索エンジンはほぼ1社独占の状態、Googleがほぼ独占企業です。つまり、広告主としても検索エンジンに広告を出すのはGoogleだけとなりますと、Googleは幾らでも顧客に対して対価を請求するわけです。ですから、超過利潤を無視したモデルは实体经济に全く合っていません。

こうした経済モデルのもう1つの問題点というのは、企業の向こうに何が存在しているかを見ようとしていないことです。つまり、あたか

も一人一人の個人のように企業を扱っている点にモデルの問題があると思っています。実際に税を負担しているのは誰なのかを見ていないのです。株主が負担しているかもしれない。社員かもしれない。消費者かもしれない。そこを見ていないのです。また会社の役員や株主が自己利益を最大化しようとするインセンティブが働いているということにも、目を向けていません。法人税の効率性をうんぬんする前に、誰がその税を実際に負担しているのかを軽視してはいけないと思うのです。

また、他のモデルでは、企業へ投資する投資家を見て、その投資家に対して税がどのような影響を及ぼしているかを見ています。ある税目の本当の意味での実質的な影響を評価する際には、先ほど言いましたように税制全体を考えなければいけないということと通ずるのですけれども、企業の方のモデルも見なければ、投資家に対する影響だけを見ていたのではちゃんと評価はできません。

こうなるとまいますと、世界観が違う2つの陣営に分かれているという感じです。今後恐らくOECDの中で議論は続くと思います。その議論の取れんは大変な作業になるのではないかと見ております。

4. 小粒の論点について

ではありますけれども、BEPSの議論は続くでありましょう。法人所得税がパッド・タックスなのか、グッド・タックスなのかということをお脇においたままで、BEPSの議論の中で法人所得税の復権が進んでいくと思います。その一方で、大事な小粒の論点については議論がなされないでしょう。

先ほどの図に戻ります。日本で広告を流してもらうために広告主が対価を払っているのに、なぜこれに日本で課税することができないか、というのが人々を怒らせる理由です。しかし、デジタル・エコノミーの論点についてはBEPS

をやってから、その後で考えようということになっています。だから、BEPSの議論が終結したとしても、日本やオーストラリアの税収が増えるということには多分ならないでしょう。なお、本日はGoogleという名前を使いましたが、あくまで例示です。広く報道されている企業は他にもいろいろありますが、例えばGoogleのような企業ということです。

時間がないので十分には議論できませんが、私たち専門家や経済界の皆様にとって重要な2つの論点を申し上げておきます。BEPSの行動計画の中に入っているもので、1つが恒久的施設の閾値、そしてもう1つが移転価格、この2つです。何を最終的に達成しようとしているのかを明らかにしないまま、ルールを手直ししようという話になっています。つまり、根本的に恒久的施設の閾値とは何のためのものなのか。移転価格というのは根本的に何のためのものなのかということを議論しない。議論しないままに、既知のルールをパッチワークで手直ししようとしています。そうなりますと、ほとんどの所得が多分アメリカにもう一度還流するということになると思います。若干はアイルランドに還流するものも出てくるかもしれません。オーストラリア、日本、その他の国にも少しは所得が来るかもしれません。

これまで恒久的施設や移転価格に関して何百ページもの討議資料が公表されています。しかし、その中でポリシーに関する部分というのはほぼありません。私がこういう話をすると、私はBEPS反対論者なのかと思われるかもしれませんが。私は別にBEPSに反対しているわけではないし、方向性としては正しい方向だと思っています。ただ、最終的にどこに持っていきたいのか。その目的地をはっきりさせることなく議論が行われておりますので、最終的に行き着く先が間違った行先になってしまうのではないかと懸念しております。

「Some Reflections on BEPS Action 2」



講師 シドニー大学教授 Graeme Cooper 氏

1. はじめに

お招きを頂きましてありがとうございます。いま Vann 教授が一生懸命パソコンを操作してくださっていて、私よりも技術力が優れている Vann 教授がいてくれてよかったと思います。私のスライドが出るでしょうか。Google, Apple, Microsoft という名前をお出しになった先生ですから、できなければおかしいです（会場笑）。ただ、私と Vann 教授の間には、夏に日本語の集中講座を取ったか、取っていないかという違いがあります。私は取りました。Vann 教授は取っていません（笑）。

さて、Vann 教授の講演は、OECD の BEPS プロジェクトにそれを形づくるためのポリシーのドライバーが欠如しているというものでした。私からは、OECD が既に勝利宣言をしている分野についてお話をさせていただきます。ハイブリッド金融商品とハイブリッド事業体に関する行動計画 2 です。私が驚いておりますのは、OECD の作業はほぼ終わったのではなくて、完成したと言っていることです。OECD はこれが最終成果物だと言っていますが、私はそれを実行に移していくのは多分難しいだろうと思っています。

2. 背景にある問題

スライド2をご覧ください。ハイブリッドの問題を難しくしているのは、端的に言って、各国間で合意がないことにあります。国家間の合意がない論点は根本的な点にわたります。観察している取引の性質はどういう性格の取引なのか。その取引について誰が納税者であるべきか。どのタイミングでその取引が発生したのか。その取引によってどれだけの所得が発生したのか。非常にシンプルな取引であっても、今申し上げたような論点に関する結論は、往々にして国ごとに食い違いがあります。

オーストラリアの税制を大変な思いをして勉強した方はご存じだと思いますが、今申し上げたような問いに対して、オーストラリアも非常に変な答えを出しております。日本の税制はもっと整合性がある、賢明な形に作られているかもしれません。私が見るところ、オーストラリアの税制は非常に特異です。

ただ、なぜ国によって意見の食い違いがあるのか、その根本原因を突き詰めていきますと、その原因はほぼどの場合も同じです。この普遍的な問題点についてOECDは避けて通ろうとしております。根本的な問題に目を向けるのではなく、根本的な問題から派生している小さな現象に対して手を加えるというアプローチを取っています。

となりますと、Vann教授が先ほど言ったのと同じ問題が生じます。OECDは根本問題を解決しようとしているのか、それとも、ある文脈における問題の1つの現象に目を向けようとしているのか、という問題です。ただ単にある文脈の中で現象として顕在化している問題だけに解決を見いだそうとしているのであるならば、なぜあえてその現象を取り上げるのか。他の現象は考えなくていいのかという疑問が生じます。この問いに対する答えなくしては、提言されているルールがどこまでの射程をもつかがわかり

ません。

OECDの行動計画2に関する提言には、具体的な類型として7つの例が入っています。でも、もしかしたら他の顕在化する現象があるかもしれません。手触りも、においも全てこの7つに似ているけれども、文書の中に具体的に書き込まれていない現象が出てきたらどうするのか。基礎になる頑健で明示的なポリシーがないと、新たな現象に対処できなくなります。

本日お集まりの皆さまは、この7つの例についてはすでによくご存じのことと存じます。この7つの例は、大きく3つの問題にまとめることができます。国による意見の違いは突き詰めると、この3つに集約されます。

*デットかエクイティか。

*取引が売買か借入か。

*法人の存否と、もし法人が存在する場合にはいくつ法人が存在するか。

国と国の間の意見が不一致になるケースはいろいろあり、今申し上げた3つの問題はそれらの一部分です。

3. ハイブリッド金融証券

スライド3は、ご覧になったことがある図ではないかと思います。金融商品が負債性商品なのか、資本性商品なのか、つまり、デットか、エクイティかということについて国と国の意見が分かれるケースです。支払者国では、この支払いは利子と考えます。受領者国では、これは配当だと考えます。そのため、損金算入と益金不算入が発生します。ご案内のように、このようなケースについて、OECDは2つの解決を提示しています。支払者国において損金不算入とするというのが第一次ルールです。第一次ルールがない場合には、今度は受領者国で配当に対して課税をするというのが第二次ルールです。

スライド4は「輸入されたミスマッチ」と呼ばれています。スライド3と唯一どこが違うか

という、借入者と受領者の間に1レイヤーをかませているというところです。つまり、一番下の借入者 (Borrower) は中間者 (Intermediary) から借入をしています。しかし、ここでも先ほどと同じ意見の不一致が、受領者国と中間法人国の間にあります。問題も、スライド3の問題と同じです。

スライド3では、支払者国において損金算入を否認するという解決でした。スライド4では、Intermediary のところでは何もせず、別のところに責めを負わせます。つまり、Borrower のレベルで損金算入を否認しましょうということです。先ほどは2つルールがあったのに、「輸入されたミスマッチ」になると突如として1つのルールになる理由が私には理解できません。なぜこの図の場合は、われわれのフォーカスをIntermediary ではなく、Borrower にシフトさせなければならないのかがわからないのです。

先ほどのケースも、このケースも、どの国とどの国の意見の違いがあるかという、この図でいうところのR国とP国の間の意見が食い違っているわけです。この点については先ほどの図と何も変わっていないのです。にもかかわらず、提言が異なっているのはなぜか。私に考えられる唯一の理由は、損金算入否認という提言が、OECDの文書を起草している人たちにとって一番提案しやすい解決策であるからだ、というものです。

他の例につきましても、解決はどれも同じになっています。それは損金算入がどこで行われているかを見つけ出して、それを否認しようというアプローチです。それはレコメンデーションとしては提言しやすいかもしれませんが、けれども、そのベースとなる理論といえましょうか、政策が見当たりません。

以上の2つの例は、デットとエクイティに関する意見の相違に関連するものでした。

4. ハイブリッド取引

次のスライド5は、取引の性質に関して意見が合わないケースです。これもおなじみの図だと思います。Borrower 国において、Lender からの借入とみています。Lender 国において、有価証券の売買と性格付けています。先ほどのデットかエクイティかという意見の違いとは異なる意見の不一致です。売買か借入かという意見の不一致です。

何をもって商業的な借入とみるかに関しては、国によって考え方に大きな違いがあります。リース取引が適例です。使用权の設定か売買かに関して、往々にして意見の食い違いが生じます。

ポイントは、取引の性格についての意見の不一致がある全てのケースについてルールを提示しようとしているのか、それとも、その中で顕在化した具体的な現象にのみ解決を提供しようとしているのかです。この例では、Borrower における利子費用の損金不算入が解決として提示されています。この利子は、株式譲渡の対価の差額に埋め込まれ、Payer から Lender への配当の動きに組み込まれています。そして、売買と再売買でロスが発生する Borrower を攻撃するのが第一次ルールとなっています。取引の性格付けについて意見の不一致がある場合のハイブリッドの問題に対して、OECD が提示している唯一の解決はこれだけです。

5. ハイブリッド事業体

スライド6以下の例は、法人の存否と、法人が存在する場合の法人の数に関する意見の不一致に関するものです。これはアメリカのいわゆるチェック・ザ・ボックス・ルールに関連します。

法人の存否について国と国の間で意見が分かれたときに、どう解決するか。

スライド6は、外国のハイブリッド事業体からその親会社に対して支払いを行う例です。H国はこの事業体を独立の法人として扱って、親会社からの借入を承認し、利子費用の損金算入をこの事業体に認めます。そして、H国は、この事業体の赤字とグループ会社の黒字の相殺を認めます。これに対し、P国は、この事業体が法人ではないものとして扱います。こうして、この事業体はH国では法人扱い、P国では非法人扱いとなり、ハイブリッド事業体となります。この場合に解決としてどうするか。OECDのアプローチは、やはりここでも、第一次的に損金算入を認めているところを探し出して、それを不算入とするというアプローチです。

スライド8は、ハイブリッド事業体が第三者に支払う例です。P国ではハイブリッドの存在を無視し、親会社が利息を支払ったものとして扱います。先ほどのスライド6との唯一の違いは、利子がオーナー以外の者に支払われる点です。この例でも解決として示されていますのは、損金算入を見つけ出して、それを否定することです。

しかしながら、スライド8の例では、第一次的に損金不算入とするのは、P国においてです。この点につき、先ほどのスライド6の例ですと、ハイブリッドが存在しているH国において損金不算入ルールを適用するという形でした。つまり、第一次ルールを発動する国が変わったということです。根本的に問題は変わっていないのですけれども、対処を行う国が変わっています。

この問題に対処すべき国として関係国の中でどの国が適切であるかを決める際に、根本的な理屈がないわけであります。国と国の間の意見の不一致がどこにあるかという点については、先ほどのケースもこのケースも全く同じです。それぞれのケースにおいて2つの国が関わっています。それぞれの国の考え方というのはどちらのケースも同じです。にもかかわらず、1つのケースではハイブリッドの所在地国で問題を

解消しようとしています。もう1つのケースですと、親会社の所在地国で問題を解消しようとしています。こういう違いが出てしまっています。

時間の制約があるので、他の例については省略します。

6. 小さな標的

スライド10で、提言されている解決について少しお話しします。OECDは意図的に3つの意見の不一致のみを標的にしています。非常に制限的です。先ほどからみてきた7つの例に対する解決はそれぞれに若干異なっていますが、例に関わる構成要素は同じであって、その組み合わせが異なるだけです。

第1の構成要素はハイブリッドな結果です。これはあくまでも debt/equity/derivative だけです。ですから、その他の租税属性に関して意見の不一致が2カ国間であった場合には、対応していません。例えば2国間で売買が発生したということについては意見が一致しているが、一方国は今日売買があったと考えていて、他方は売買が明日生じると考えているような場合です。このように、タイミングについて意見の相違があった場合には、解決できません。

第2の構成要素は、関連者間取引であって、仕組み取決め (Structured Arrangement) の一部であるということです。リターンの源泉がハイブリッド・ミスマッチによるという取決めです。個人投資家に販売されている商品についてはアタックしない可能性を、以前にOECDは示唆していました。しかし、OECDの最終提言は、個人投資家に対して販売されている金融商品も標的としています。

第3の構成要素として、このルールが適用されるのはあくまでも物理的な支払いです。ベルギーで認められているエクイティに対するアローワンス (ACE) が、適用除外の例として挙げられています。ベルギーのACEは、エク

イティをあたかもデットであるかのように扱うルールです。ハイブリッドのアウトカムを出そうとすれば、絶好の機会だと思われるかもしれませんが。一方で、ある国は、ベルギーで配当として扱う支払いであると考えます。他方で、ベルギーのルールでは、この配当はデットであるかのようにして扱います。この例で、ベルギーにおいて損金算入をトリガーする物理的な支払いは発生しませんので、チャレンジされないこととなります。これで首尾一貫するのでしょうか。

先ほども申し上げましたように、取引がどのタイミングで発生するかについては、標的ではありません。一方の国ではデットを今日認識し、もう一方の国においては所得を明日認識するというタイミングの違いが生じて、このルールの対象外です。なぜタイミングの違いは軽微な問題だと考えられてしまっているのか、私には理解できません。

そして、次の構成要素は、2つの国のポジションを考えたときに、両国の全体として税収減につながるかどうか、というものです。これは実務上、非常に大きな問題をはらんでいます。実際の結果を何と比較しているのかということ詳しく書いておらず、問題をひきおこすと思います。他の取引に比べて税収が少ないと言うのは簡単かもしれませんが、あくまで潜在的な可能性として発生したかもしれない取引について結論を導き出すのは難しいことです。これは、その主張をしたい国にとりましても、なかなか裏づけることが難しい要件です。自国の法律に基づいて正しい徴税額を税収として取るだけだと不十分だから、法律を変えようという話になっているわけです。今そこそこ満足できているのに、満足してはいけないかのような状況になるわけです。

最後の構成要素は、次の2つの結果のどちらかを生み出さなければならないというものです。第1は、支払者損金算入と受領者所得非認識、いわゆる D/NI です。第2は、2つの国に所在

している2つの企業が同一費用を損金とする二重損金算入、いわゆる DD です。けれども、この2つだけではなく、可能性は他にもあります。両方の国で所得非認識というケースもあります。二重の益金不算入が発生し得るケースは、不動産化体会社でない子会社の株式を、親会社が譲渡する場合です。子会社所在地国は課税しないかもしれませんが。親会社所在地国においては資本参加免税があるかもしれませんが。にもかかわらず、OECDによれば、これは濫用に当たらないということになります。

7. 結語

これまでの私のお話からお気付きのように、私はOECDの提言が健全なしっかりとした包括的な内容になっているかどうかについて、懐疑的です。OECDが提言している解決は国内法での対応を求めるものです。ルールは自動的に発動することになっています。ということは、納税者はこのルールをトリガーしたかどうかはわかるということを前提としています。税務当局から言われるまでもなく、納税者の方でトリガーしたか、していないかはわかるのだという前提です。税務当局や裁判所が、濫用目的があったかなかったかということ判断せずに、これは自動的にわかるのだということです。しかし、このように自動的にトリガーして、自動的にスイッチ・オフできるようにはならないのではないかと私は思っています。

どの国に税金が落ちるべきかということに関する原則を欠くのが、OECDのアプローチです。これがBEPSプロジェクト全体に通ずる根本的な欠陥であると、私は考えています。BEPSプロジェクトのそもそもの考え方は、経済活動が行われている国・地域において所得に課税するというものです。ただ、文書の中身を読むと、経済活動が行われている国でなくても、どこの国でもいいのだというアプローチが見え

てくるのです。他の論者も言っていますけれども、そういうアプローチを取ってしまうと、一国の税制というのが他国の税制に左右されてしまう。そういう提案になっているということを危惧する声があります。これらのルールをどう運営するか。それぞれの国が戦略的に行動するという誘惑に駆られてしまいかねません。

同僚の Vann 教授からもお話がありましたように、BEPS プロジェクトではあたかも企業が実体のあるものであるかのように扱われております。ニューヨーク大学の Rosenbloom 教授をよくご存じの方もこの中にはいらっしゃると思いますが、「会社は紙切れだ」といつも彼が言っています。法人税を最終的に負担しているのが誰かという着眼点で、企業の背後に存在している実際の税の負担者たちに目を向けてくれたら、OECD の解決はより包括的なものになるのではないかと思います。企業に課税できなかったものを誰か別の人から税として取ることであれば、濫用はより少なくなるのではないかと思います。

最後に1点、日本語がこれほど厳密で正確であると私はこれまでわかっておりませんでした。ありがとうございました。

質疑応答

(Q1) Vann 先生と Cooper 先生に1つずつ質問があります。まず、初めに、Vann 先生の報告の中で原則がないことを強調されていましたが、最近の OECD の担当者の発言等を聞いていますと、G20 で合意を取っているということです。これが世界の経済の90%をカバーしているのだということを強調しているのもそれと符合しているのではないかと感じます。国際的な秩序を作るという意味では確かに90%の支持というのは根拠になるのかもしれませんが、一方で、納税者の地位というか、利益というものを保護するためには欠点があるのではないかと感じておりましたので、今日のご

報告を聞いて、原則がないというところが、その結果として、具体的にどういった懸念があるかということも教えていただければと思います。

(Vann) 私はポリシーがない、或いは原則がないというよりも、ポリシーがあるのかもしれない、原則もどこには考えていることがあるのかもしれないけれども、それについて語ってくれていないというのが問題だと思っています。アクションのどれを見ても、説明がない。アクティビティとプロフィットが切り離されてはいけないということぐらいしか出てこないというところに問題があると思っています。

なぜかという、そこには政治的な理由があると思います。幾つかの原則を打ち立てて、その一連の原則について多くの国でコンセンサスを得ようとする、かなり難しいです。なぜならば、原則に関しては OECD の中でも意見が割れてしまっているからです。それは非現実的だろうというのが1つ理由としてあると思います。

納税者の視点から見ると、この納税者の側にとっての問題というのは、Cooper 教授もおっしゃっていましたが、ルールが変わります。では、どこまで新しいルールが適用されて、いつ適用が開始されるのかというのが人によって意見がまちまちです。移転価格などいい例で、20人の人に新しい TP のドラフトの意味するところは何だかと思うかと聞いたら、恐らく答えは20通り違うものが返ってくると思うのです。納税者側から見れば、既に非常に多額の納税を行っているにもかかわらず、さらに追加でコンプライアンスその他のコストがかさむということになってしまうのではないかと思います。

ただ、気候変動にしても、国境を越えたさまざまな問題に関しては全ての国が同じ方向を向くというのがいかに難しいかというもおわかりだと思うので、ベストを尽くすしかありません。そういう意味では BEPS が全体として世

界の国々にとってプラスになればと私は願うばかりです。けれども、いかんせん明確な方向性が提示されていませんので、新しいルールができてみたところで大きな改善につながらないのではないかという危惧も抱いております。

(Q1) それでは、Cooper 教授に対する質問です。スライド10枚目のところでベルギーの ACE について言及されています。あれは例外になっていますけれども、フィジカルペイメントに注目することによって、ACE について対象から漏れてしまっているという点を指摘されました。

この BEPS アクション2のターゲットが何なのかということの理解につながるのだと思いますけれども、ハイブリッドというのであれば、一方の国でエクイティで、他方の国でデットというようにミスマッチがあるというのが abuse というか、濫用と捉えられるような1つの要因なのかと考えていたのです。ベルギーの ACE のように、エクイティなだけで、ディダクティブな部分を認めるというものまでターゲットにする必要があるのか。もちろんこれは例外ですが、例えばブラジルだと、実際に支払った額について控除を認めるという仕組みになっていますので、ブラジルの ACE に似た制度がターゲットになると思うのです。そういったものが果たして BEPS 2 でターゲットにすべきだったのかということをお伺いできればと思います。

(Cooper) ハイブリッドに関する提言の設計上の欠陥だと思います。二重に減価償却の控除をするというのが一番大きな問題です。例えばドリームライナーを2つの国、あるいは3つの国の納税者がみんな一斉に減価償却してしまう場合です。でも、減価償却というのは目に見えるキャッシュ・フローを伴いません。ACE を例外とするのであるならば、三重の減価償却も本来ならば適用除外とすべきです。

(Q2) 実際に法人税は誰が負担しているか。消費者かもしれない。いろいろあるわけです。どうやってそれを特定することができるか。その方法を教えてください。

(Vann) ほとんどの国において誰が実際に納税しているかといったら、税の総額の9割は企業が納付していると思います。例えば賃金の源泉税とか、法人税とか、消費税とか、企業が払っているものを足し上げれば、おそらく総額の9割は企業が払っていると思います。租税の帰着は需給で決まる。税を負担しているのが意図された者ではないというケースは、ご指摘のとおり、経済理論でも、実務でも、明らかになっています。

税額の9割は法人が納めてはいるのですけれども、われわれのほとんどは自分たちが稼いだ賃金について自分たちが税金を払っていると感じていますが、消費者も自分の消費に対して自分が税金を払っていると感じているし、株主も自分たちが最終的には法人税や配当税を負担しているのだという不満を持っているわけです。この点でエコノミストはいろいろ悩んでいますけれども、私自身としては意図された人が最終的に税を負担するという形になっているのではないかと考えております。

ただ、利子や使用料の源泉徴収税については借手や支払者にシフトバックされているケースが多いのです。そのような場合は何らかの是正措置が必要になってまいりますし、多くの国で何らかの是正措置が行われており、そのような場合には源泉税を徴収しないという形になっています。

この問題は、企業に関する哲学的な問答になります。詰まるところ、企業が自分自身として存在しているのかという疑問につながっていきます。私が存在しているという証明はできないけれども、私は存在しているという前提でオペレーションしたいということです。



(Cooper) 1つ付言します。経済の砦であると言われている OECD がこの分野に関しては非常に視野の狭い形で取り組みを進めているという点が皮肉だと思います。誰かが税を負担しているということはわかっているのだけれども、OECD は企業が納税していないのが問題だと見えています。ただ、それは最終的にはほとんど意味のない議論なのかもしれません。最終的な問題は、払ってもらわなければならない人が最終的に税を負担しているかどうかという点です。そうであるならば、OECD がこれまで提示しているよりももっと全体的な姿を理解する必要が出てきます。

(Q3) ***英語***

(Vann) これは政治的な問題ということで、OECD は根本的な部分を見直すのではなくて、ルールを手直ししますと言っています。ただ、先ほどご紹介した部分には非課税や低税率うんぬんという記述があります。これが一応原則だとするならば、その後、出てきた行動計画の成

り行きはどうかというと、ハイブリッドがいい例なのですけれども、この原則どおりになっていないではないかという気がします。

政治の問題であるということならば、政治家は何を恐れているかということを考えなければなりません。政治家は誰も国内に有権者を抱えておりますから、何らかのアクションを取らないと選挙で落選するのではないかということが一番怖いわけです。ですから、先生のご質問に対する答えとしては、BEPS の行動計画をやったとしても、例えばこの図の S 国に税金が落ちなかった。あるいは落ちたとしてもちょっとしか落ちなかった場合に、国民は納得するかということなのです。

イギリスの場合を例に挙げますと、Google とか、スターバックスのようなケースを2015年5月までに何とか解決しないと落選するのではないかということを経済政治家はとても恐れています。それもあって、昨年12月にダイバーテッド・プロフィット・タックスをイギリスのオズボーン財務大臣が発表しております。有権者の声がありますから、物事は動いてくのでしょうか。

動いていくのはいいことなのですが、その動いていった先が意図した先であることを願うばかりです。

(Cooper) ハイブリッドに関して提案されているルールの特徴についてのご質問でした。運用に当たっては自動的であることが意図されたルールになっています。他の国で受領された利子がどのような扱いを受けるかということ、利子の支払者側で理解していなければならないというルールです。企業は当然、これが負担になることを気にしています。

問題を大きく取り上げることは簡単ですが、ここで、関連者間の取引という要件がもう1つあることを思い出してください。つまり、気にしなければならないのは同一企業グループ内の取引だけということになります。

あとは仕組み取決めにも適用されます。となりますと、第三国の第三者に対する支払いも入ってくるかもしれません。ただ、その際にはハイブリッド特性に基づいて販売を行ったかどうかによって、仕組み取決めかどうかが決まってくるのです。二重非課税が商品の値付けに入っていることを両当事者が認識していなければなりません。ですから、結果としてコンプライアンスの負担が極度にかさむということにはならないと思います。

ただ、自動的な適用についてはもっと深刻な問題が他にあります。移行措置に関するルールは全くありません。例えば外国の租税法がXであったのがその後Yに変わります。その場合、この商品の扱いはどうなるのか。新法令適用除外条項があるかどうか。

また、同一の取引に対して2つの国のルールが同時に発動されるケースも問題です。最初に申し上げた2つの例がその問題に関連します。3つの国がそれぞれ何が起きているかを認識しています。そのうち2カ国でアンチ・ハイブリッドルールが発動される可能性があります。そうなると大変難しい状況になります。

(Q4) 本日のトピックではないのですが、IFA ムンバイのサブジェクト2で扱われたパートナーシップの問題です。そこでソース・ステート・アプローチか、OECDアプローチかが議論されたのですが、両教授にどちらの考えを取られているのかをお聞きしたいということです。

サブジェクト2で紹介された韓国の最高裁判例のケースがあるのです。ソース・ステートが韓国で、ケイマンLPSを使ったスキームなのです。韓国の最高裁はケイマンLPSを法人として扱って、ケイマンLPSの構成員はアメリカの個人なのですが、アメリカでのケイマンLPSの取扱いは考慮しなかったという意味ではソース・ステート・アプローチを取っていると見ているのです。

OECDアプローチでも、この場合は韓国とケイマンとの間に租税条約はないので、OECDアプローチでも結論はアメリカの扱いを考慮しなくていいという考えもあり得ると思うのですが、そこあたりはちょっとお考えをお聞かせ願えたらと思います。

(Vann) 今出ていますOECDのコメンタリーで混乱を来しているのは、何も韓国の最高裁だけではありません。オーストラリアでも2つの裁判所が異なる結論を下したケースがありました。カナダの裁判所も大変苦しんでいます。ですから、答えとしては、どちらのアプローチにしても、租税条約にきちんと条文を入れなさいということです。

日本がまさにそれをやっていて、最近締結している日本の租税条約はOECDアプローチを明記しています。アメリカが条約の中で使っているアプローチに比べれば短いけれども、同じような結果をもたらしています。個人的に私はOECDアプローチを好んでおりますけれども、最近こちらで講演されたMichael Lang教授は全く逆の立場を取っておられます。